

## 災害時における救援物資提供に関する協定書（案）

神川町（以下「甲」という。）と、●●●●（以下「乙」という。）は、甲乙間において令和7年 月 日付けで締結した「建物賃貸借契約書」（以下「本契約」という。）に基づき設置した自動販売機内の飲料水に係る無償提供の取扱いについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、震度5弱以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、本契約に基づき設置した自動販売機内の飲料水の無償提供の取扱いについて定めることにより、乙が自動販売機を設置した施設（以下「本件施設」という。）の来庁者及び避難関係者（以下「利用者」という。）の飲料水の確保に関する支援体制を確立し、もって利用者の安全確保に資することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において災害対策本部を設置し、災害応急対策業務を実施する場合又は本件施設が避難所として利用される場合において、乙の協力を必要と判断した場合は、この協定に基づき乙に対して無償提供要請書（別記様式）で協力を要請する。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で協力を要請することができることとし、後日速やかに書面を交付する。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の要請があったときは、次の各号に掲げる事項について協力するものとする。

- （1）本件施設内の自動販売機の取扱いについて甲に必要な助言を行い、又は自動販売機の操作を行うこと。
- （2）本件施設内の自動販売機内の飲料水を無償提供すること。ただし、無償提供する商品は、自動販売機の機内在庫商品に限る。
- （3）乙は、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。
- （4）乙は、飲料水の優先的な安定供給を甲に行なうものとする。
- （5）前号の飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上引き取るものとする。また、飲料水の対価については甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上決定するものとする。

(6) その他、甲乙協議のうえ必要と認めたこと。

2 乙は、前項各号に定める事項を履行するために必要な物品、操作方法を明記した書面等をあらかじめ甲に提出しなければならない。

3 甲は、前項の提出物品等を厳重に保管しなければならない。

(管理運用)

第4条 乙は、甲にこの協定の有効期間中自動販売機の専用鍵を貸与するものとする。ただし、無償提供時に鍵を必要としない自動販売機はこの限りでない。

(有効期限)

第5条 この協定は、貸付契約の開始日から満了となる日又は解除された日までを有効期限とする。

(費用負担)

第6条 この協定の履行に関して必要な費用は、全て乙の負担とする。ただし、甲の承認を得た費用については、この限りでない。

(協議)

第7条 この協定に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保管する。

令和7年 月 日

埼玉県児玉郡神川町大字植竹909番地

甲 神川町

神川町長

乙

別記様式（第2条関係）

# 救援物資（飲料水）提供要請書

年 月 日

様

神川町長

災害時における救援物資（飲料水）の提供に関する協定第2条の規定により、次のとおり要請します。

飲料水の種類及び数量	
物資搬入希望日時	
物資搬入場所	
災害対策本部設置日	
電話要請日時	
電話要請者（神川町）	
応答者氏名	
物資搬入等における 神川町担当者	課 氏名 電話
その他	